

## 【Q 年次有給休暇】

**Q 就業規則の改正を検討していますが、労働基準法に基づく年次休暇の付与日数について教えてください。**

A

年次有給休暇は、雇入れの日から起算して6ヵ月間継続勤務し、全所定労働日数の8割以上出勤した労働者に対して最低10日を与えなければなりません。

パート職員についても、原則として同様の扱いとなりますが、1年契約の更新で継続して雇用する場合の勤務年数は通算して付与します。

ただし、契約満了と再雇用との間に相当の期間(1ヵ月以上)があり社会通念上労働関係が遮断しておれば通算はされません。

年次有給休暇の付与日数は、次のとおりとなります。

1 週所定労働日数が5日以上又は週所定労働時間が30時間以上の労働者

継続勤務年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
付与日数	10	11	12	14	16	18	20

2 認定職業訓練を受ける未成年者(法第72条)で3に該当する労働者を除く

継続勤務年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5以上
付与日数	12	13	14	16	18	20

3 週所定労働日数が4日以下かつ週所定労働時間が30時間未満の労働者

週所定労働日数が4日又は1年間の所定労働日数が169日から216日までの者

継続勤務年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
付与日数	7	8	9	10	12	13	15

週所定労働日数が3日又は1年間の所定労働日数が121日から168日までの者

継続勤務年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
付与日数	5	6	6	8	9	10	11

週所定労働日数が2日又は1年間の所定労働日数が73日から120日までの者

継続勤務年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
付与日数	3	4	4	5	6	6	7

週所定労働日数が1日又は1年間の所定労働日数が48日から72日までの者

継続勤務年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5以上
付与日数	1	2	2	2	3